

枚 方 市 教 育 委 員 会 協 議 会 資 料

案 件

- 1 枚方市教育大綱について
- 2 I C T を活用した学校教育の取り組みについて
- 3 令和 2 年度教育委員会機構改革の実施について
- 4 枚方市遠距離児童・生徒通学費補助金の対象地域拡大について
- 5 学校問題解決支援事業について
- 6 登下校の見守りサービスの活用について
- 7 枚方市学校規模等適正化の取り組みについて 《追加案件》

○開催日

○開催場所

令和 2 年（2 0 2 0 年） 2 月 1 2 日

輝きプラザきらら 3 階

教育委員会室

枚方市教育大綱について

総合教育部 教育政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、平成28年度に策定した本市の「枚方市教育大綱」は、対象期間が4年間であり、今年度が最終年度となっていることから、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）を対象期間とした新たな教育大綱の策定を進めるものです。

2. 内容

枚方市教育大綱（案）

3. 実施時期等（今後の予定）

令和2年（2020年）2月 文教委員協議会で教育大綱（案）を説明

3月 教育大綱を策定、周知

4月 教育振興基本計画の策定開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

5. 関係法令・条例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

枚方市教育大綱（案）

令和 2 年 月

枚方市

はじめに

これまで、偏差値の高い大学に入学することが、一流企業への就職につながり、一流企業への就職が人生の幸福につながる。多くの人がそのように考える時代がありました。

社会を取り巻く環境は大きく変化し、以前には考えられなかった大手企業の倒産、大手企業同士の合併は珍しくありません。長年勤めた会社から、定年前にリストラを言い渡されることもあります。

近年、ICT、AIなどの新技術の進展は目覚ましく、これまで人が担ってきた仕事の多くはコンピューターが扱うことになり、今後、人にしかできない仕事の精査が続くものと考えます。こうした時代は、高い能力や技術を身につけた者が評価される一方で、そうでない者との格差がはっきりと分かれる競争の時代でもあります。

また、こうした技術の進展は、情報、交通、経済、通貨、文化などのグローバル化、ボーダーレス化を加速させており、こうした世界規模の変化がさらに進むことは想像に難くありません。

これから社会に出ようとする子どもたちは、このような時代の中で、生きていくための答えを自ら探し求めていかなければなりません。

もしも、大切な子どもが中学校を卒業したら二度と会えなくなり、何もしてあげられなくなるのであれば、あなたは、その日が来るまでにあなたの子どもの何を教え、身につけさせようと考えますか。

- ◎ 家族を持つことで人生を豊かにすることができること
- ◎ 読書から得られることがたくさんあること
- ◎ 学問を身につけることによって、世の中でなせることの範囲が広がること
- ◎ 健康であることが、あらゆる活動の基礎となること
- ◎ 健康であるためには、適度な運動と睡眠と栄養が必要であること
- ◎ 生きるためには、住居、食料、衣服が必要なこと。継続的に金銭がなければ、それらを十分に得ることができないこと
- ◎ 生活をするために必要な金銭を得るために、仕事をしなければならないこと
- ◎ 仕事はできることならば、金銭を得るためだけではなく、そのことにより人のためになり、世のためになるものを選択することが望ましいこと
- ◎ 困っている人がいたら手をさしのべること。期待を抱いてはいけなくけれど、いつかそれが、自分に返ってくることがあること
- ◎ 世の中には良い人物も悪い人物もいること
- ◎ 世の中では苦しいことがたくさんあるけれど、時に喜びがある。その一握りの

喜びのためになら、苦しいことにも耐えることができること
…教えておきたいことがあふれ出てきます。

これらは私個人の価値観を含むものであり、そのものを学校園で子どもたちに教え込むものではありません。一人ひとりの子どもたちが、学校、家庭、地域等で生活する中で、様々な人と出会い、様々な経験を通じて、それぞれが自分の答えを自ら見出すべきものです。家庭、地域等と連携して、それらの機会を作り出すことが枚方市立学校園の責務だと考えています。

小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から、新学習指導要領が実施されます。新学習指導要領には、今求められる子どもの生きる力、必要とされる能力、また、それを身につけるために、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」が明確に示されています。

新学習指導要領の内容を教職員一人ひとりが十分に理解し、自分のものとして実践することが極めて重要です。このことを踏まえ、以下に枚方市の教育における理念を示すとともに、枚方市の教育における課題を踏まえた重点方針を示し、教育委員会とともに枚方市教育振興基本計画における教育施策に反映するものです。

誰ひとり取り残さず、枚方市立学校園で学ぶすべての子どもたちが、社会の大海原で自立して生きて行くことができるよう、生きる力を育み、未来への可能性をできる限り多く持たせたまま、社会に送り出してあげることが枚方市の教育の使命とし、“枚方のこども”を育成します。

令和2年 月

枚方市長

伏見隆

— 枚方市教育大綱 —

枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども“の育成』
～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

教 育 方 針

<重点方針Ⅰ 確かな学力の育成>

Ⅰ－Ⅰ 確かな学力の育成

子どもたちにとって、わかる授業や「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業をめざして「授業改善」「家庭学習の充実」に取り組みます。

Ⅰ－Ⅱ 教員の育成

多分野にわたる研修を実践し、幅広い知識・視野を持ち、子どもたちの多様な価値観を認めることができる教員の育成に取り組みます。

<重点方針Ⅱ いじめ、不登校の解決>

Ⅱ－Ⅰ いじめの防止、早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、加害者への教育的配慮とともに、被害者の精神的苦痛や不安を克服できるよう、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

Ⅱ－Ⅱ 不登校の防止、早期解決

不登校を未然に防ぐことに力を尽くすとともに、不登校となった際には、市立学校園への復帰以外の選択肢を認めることも含め、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。

＜重点方針3 豊かな学びを支える学校園づくり＞

3-1 学校園ガバナンスの確立

教育内容や子どもに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校園を組織として機能させるため学校園のガバナンスの確立に取り組みます。

3-2 開かれた学校園運営

学校園への信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力調査の結果だけでなく、いじめや不登校など、子どもの状況を含めた学校情報を積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。

3-3 学校園の教育環境整備

次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、ICTの活用を推進するとともに、学校園施設の長寿命化改修や保全的改修に取り組みます。

＜重点方針4 生涯学習との連携＞

4-1 3間の提供

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。小学校の放課後を、禁止事項をできる限りなくし、子どもたちの自由な空間として開放します。

4-2 社会との関わりの場の提供

職業体験や社会見学、社会人による特別授業とともに、休日における地域防災活動の一翼を担うなど、社会と関わる機会を多く作ります。

4-3 生涯学習の推進

学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の活用、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを豊かにする生涯学習を推進し、学びの習慣を育てていくため、生涯学習と学校教育との連携を強化します。

教育大綱の位置づけ

I 教育大綱の位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、第5次枚方市総合計画の基本構想に掲げる5つの基本目標のうち「一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち」を踏まえ、子どもたちが未来に夢と希望をもって羽ばたいていけるよう、これからの本市教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

II 教育大綱の対象範囲

この大綱は、市全体の視点を踏まえて、本市教育委員会の学校教育及びそれに連携するスポーツや文化などの生涯学習に関する分野を対象とします。

III 教育大綱の期間

大綱の対象期間は、文部科学省初等中等教育局長通知において4年～5年とされており、本市においては第5次総合計画の実行計画の期間との整合を図るため、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

I C T を活用した学校教育の取り組みについて

総合教育部 教育政策課
学校教育部 教育指導課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では I C T を活用した新たな学校教育の確立を目指して未来学習研究事業等、I C T 環境整備の取り組みを進めてきたところです。

令和 2 年度(2020年度)から新しい学習指導要領が全面実施されることに伴い、国は「義務教育段階において、令和 5 年度(2023年度)までに全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末(P C)を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す(G I G A スクール構想の実現)」ことを示しました。

このような国が示す方針を踏まえ、計画的で効果的な整備と活用を進めていくための基本方針として「枚方市 I C T を活用した学校教育の考え方」を示すものです。

2. 内容

(1) これまでの経過について

①未来学習研究事業での検証結果

未来学習研究事業①	検証校	検証内容
1人1台のタブレット P Cの整備・活用による 検証	第四中学校	1人1台のタブレットP Cを整備し、授業、放課後などの課業時間外、家庭におけるI C Tの効果的な活用について検証を行うもの
効 果		
①事業実施前において、授業でタブレットP Cが必要となる場面であっても、他の教員が使用中でタブレットP Cを活用することができなかったことがあったが、事業実施に当たり、専用端末が整備されたことから、教員が必要な場面でタブレットP Cの活用をいつでも活用できる環境となった。		

- ②タブレット P C を活用した授業が分かりやすいと回答した生徒が 7 0 % を超えた。
- ③調べ学習等でタブレット P C を 8 5 % の生徒が活用した。
- ④ I C T の活用を得意とする教員が中心となり、その教員が推進力となることで、学校における活用が広がることが確認された。
- ⑤ I C T サポート員の支援は、教員が生徒に向き合う時間を確保するためには必要性が高いことが確認された。

課 題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①タブレット P C の性能やネットワーク環境が不安定になることがあり、授業に支障がでることがあった。 ②タブレット P C の管理について、より効率的に管理を行うための方策の検討が必要である。 ③教室内での充電設備の不足による支障があった。 |
|---|

未来学習研究事業②	検証校	検証内容
モバイルデータ通信（L T E）を活用した通信環境の検証	楠 葉 西 中 学 校	通信事業者のもつモバイルデータ通信（L T E）を学校教育において活用し、いつでもどこでもネットワークに繋がる環境における検証を行うもの。
効 果		
①グループに1台の利用、1人1台の利用など、授業の形態に合わせてタブレットを活用するなど授業者が必要とする場面で、ツールとしてのI C T活用を行うことができた。 ②起動が速く、通信速度も速い端末やネットワークを活用すると、生徒もタブレットP Cを活用しやすい環境となることが確認された。 ③活用3か月目から活用が顕著に増加し多くの教員に広がることが確認された。 ④民間事業者の知見や、I C Tサポート員の支援は教員の活用を広げる効果が高いことが確認された。		

課 題
①整備台数よりも活用する教員数が多くなり、教員が活用したいと感じる場面で活用ができなかったことがある。 ②Microsoft Office（Word、PowerPoint）等などのソフトウェアがないと、教材づくりなどがスムーズに進まないということが確認された。

未来学習研究事業③	検証校	検証内容
プログラミング教育に関する検証	東 香 里 小 学 校	発達段階に合わせたプログラミング教材及び指導内容の研究・検証を行うとともに、市内教職員の活用指導力の向上を図るもの。

効 果
①グループに1台の利用、1人1台の利用など、授業の形態に合わせてタブレットPCを活用するなど授業者が必要とする場面で、ツールとしてのICT活用を行うことができた。 ②子どもたちが話し合う場面が生まれ、対話的な学びが増えることが確認された。 ③論理的思考がプログラミング教育を活用して習得することが確認された。 ④子どもたちがプログラミング教育を通して表現力の向上につながった。 ⑤子どもが機器を使用するスキルが向上した。 ⑥多種多様なプログラミング教材を扱って実践を行うことで、各教材の適性を把握することができ、どのように活用すべきか研究を進めることができた。
課 題
①タブレットPCの性能やネットワーク環境が不安定になることがあり、授業に支障がでることがあった。 ②普段自宅等で扱わないタブレットPCの機種であるため、プログラミング教材を使

用できるまで児童がタブレット P C の操作に慣れる時間が必要になる場面があった。

③プログラミング教育について、教材を活用するために教員の準備や研修時間が必要であることが確認された。

②本市の現状と国の目標

本市の現状と国の目標については、次のとおりです。

《国の目標を達成していないもの》

	説明	国の目標	
		本市の現状 (小学校)	本市の現状 (中学校)
大型提示装置	デジタルコンテンツを 大きく映像を映す提示 装置	普通教室・特別教室に常設	
		88%の教室に 整備済	78%の教室に 整備済

実物投影装置	手元で撮影したものを、大型提示装置に映し出す装置	普通教室・特別教室に常設 (小学校のみ)	
		68%の教室に整備済	30%の教室に整備済
学習者用 コンピュータ	学習者（児童生徒）が使用するコンピュータ	1人1台	
		9. 1人に1台	5. 3人に1台
指導者用コンピュータ	指導者（教員）が使用するコンピュータ	1人1台	
		3. 5人に1台	2. 7人に1台
ICT支援員	授業におけるICT活用の支援を行う外部人材	4校に1人配置	
		10校に1人程度配置	10校に1人程度配置

《国の目標を達成しているもの》

	説明	国の目標	
		本市の現状 (小学校)	本市の現状 (中学校)
学習用ツール	すべての授業で共通で 活用することができる ソフトウェア	必要なソフトウェアの整備	
		整備済	整備済
校務用コンピュータ	教員が校務を行うため に使用するコンピュー タ	1人1台	
		1人1台	1人1台
ネットワーク整備 (有線及び無線LAN)	インターネット等に接 続を行うための設備	100%	
		100%	100%
	＊ネットワークについては、1人1台PCに対応していく ためには、新たに回線を引き直す必要がある。		

(2) 「枚方市 I C Tを活用した学校教育の考え方」 (案) について

別紙 1 参照

(3) 今後の予定について

①推進体制の構築

学校規模に応じて、I C T活用リーダーを複数名育成し、配置する。

②教員研修 (令和 2 年度 [2020年度])

研修名	内容	対象
I C T活用研修	・プログラミング教育の概要 ・支援教育における活用 ・授業実践事例の共有	I C T活用担当者
情報教育主担者研修	・ I C T の効果的な活用に向けて	情報教育主担者

プログラミング教育 研修	・プログラミングコンテンツの授 業実践研修	小学校担当者／中 学校技術家庭科担 当者
小中学校初任者研修	・ I C Tを活用した教育 について	小中学校初任者
生徒指導主事研修	・ 情報モラルについて	生徒指導担当者

③授業改善への取り組み

- ・ 学年会（小学校）や教科会（中学校）の取り組みを通して、効果的な指導方法の研究を行う。
- ・ 先進校の優良事例を他校にも共有する。

④整備スケジュール

整備については、国の補助制度の動向を注視しながらより多くの財源確保に努め、教員機の整備を先行して行う。児童生徒用機については、令和5年（2023年）度までに段階的に1人1台の整備を行っていく。（国が示すタブレットPC整備スケジュール 別紙2 参照）

また、上記整備に対応するため、国の補助金（補助割合1/2）を利用し、各学校内の通信ネットワークの整備を令和2年度（2020年度）にあわせて実施する。

3. 実施時期等

令和2年（2020年）3月	校内通信ネットワーク整備に係る補正予算
令和2年（2020年）3月	「枚方市ICTを活用した学校教育の考え方」策定
令和2年（2020年）4月以降	校内推進体制の構築 教員研修の実施（随時）

＊国の補助制度の動向を踏まえ、「（仮称）枚方市ICTを活用した学校教育推進計画」の策定を行う。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

5. 関係法令・条例等

教育基本法

第3期教育振興基本計画

6. 事業費・財源及びコスト

事業費【中学校教員用タブレットPC、周辺機器 等】

(令和2年度〔2020年度〕当初)

80,589,000円

財源 地方財政措置（普通交付税）

令和２年度 教育委員会機構改革の実施について

総合教育部 教育政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

近年多発している事故や自然災害、また子育て環境の変化や情報化の推進など、学校や児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの様々な課題や複雑多様化する市民ニーズへの適切な対応が求められている中で、より効率的・効果的な組織体制の確立を図ること、また、安全・安心な環境整備を計画的、かつ組織的に進めることをめざし、教育委員会における機構改革を実施するものです。

2. 内容

(1) 効率的・効果的な事務執行体制の整備

・保育・教育部門にわたる業務について、効率的・効果的な組織体制の整備を図るため、市立幼稚園事務を子ども未来部に移管します。

・東京2020オリンピックや大阪・関西万博を契機にスポーツ及び文化財資源を活用し、教育の枠を超えた観光振興及びインバウンド拡大の促進を図るため、スポーツ振興及び文化財保存施策を観光にぎわい部へ移管し、社会教育部を廃止します。

(2) 学校安全の推進

事件や事故、自然災害など、近年の学校や児童生徒を取り巻く様々な安全上の課題に教育委員会として一元的に対応するため、また、通学路の安全について総合的に推進するため、学校規模調整課を再編統合し、『学校安全課』を設置します。

(3) 放課後児童対策事業の再編

安全・安心に仲間と過ごすことができる空間と時間をすべての児童に用意する放課後児童対策事業を総合的に運営するため、放課後子ども課を学校教育部に移管し、同課で「留守家庭児童会室」「放課後子ども教室」「枚方子どもいきいき広場」を所管します。

(4) 学校関連組織の再編整備

学校に関する事柄を一元化することにより、より保護者にとってわかりやすい組織とするため、学務課と児童生徒支援室を統合し、『教育支援推進室』を設置します。

3. 実施時期

令和2年度(2020年度)定期人事異動に合わせて実施するものです。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

計画の推進に向けた基盤づくり

《計画推進3》 持続可能な行財政運営を進めます

5. 関連法令・条例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第17条第2項）

枚方市遠距離児童・生徒通学費補助金の対象地域拡大について

学校教育部 児童生徒支援室

1. 政策等の背景・目的及び効果

枚方市立杉中学校に在籍し、おおむね2キロ以上の通学の距離及び徒歩による通学に安全上支障があり、安全面から見てバス通学が必要と認められる生徒の保護者に対し、遠距離生徒通学費補助金を交付しています。これまで、尊延寺以東に居住地がある生徒の保護者を補助対象者としていましたが、令和元年（2019年）9月から10月にかけて、生徒の登下校の状況を教育委員会が調査したところ、大型トラックが往来する道路や人通りが少なく、街灯も少ない箇所を通学する生徒がいることを把握しました。これらの状況を踏まえ、より多くの生徒の通学上の安全を確保するため、杉責谷1丁目と氷室台1丁目を含め対象地域を拡大するものです。

2. 内容

(1) 対象地域の拡大

尊延寺以東（尊延寺1～6丁目、穂谷1～4丁目、宗谷1～2丁目、大字尊延寺、大字穂谷）に加え、杉責谷1丁目と氷室台1丁目を加えるものです。

(2) 地域の拡大による対象生徒数（令和2年度（2020年度）見込み）

29人（杉責谷1丁目4人、氷室台1丁目25人）。

3. 実施時期等（今後の予定）

令和2年（2020年）2月18日（火）文教委員協議会への報告

4月 事業実施

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

5. 関係法令・条例等

枚方市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費・財源》

一般財源：13,283千円

	交付対象人数	予算
現行	126 名	11,055,000 円
改正後	155 名	13,283,000 円

学校問題解決支援事業について

学校教育部 児童生徒支援室

1. 政策等の背景・目的及び効果

いじめや問題行動、不登校など、幼児・児童・生徒や保護者、学校園が抱える問題は多様化、複雑化しており、学校園においては、解決困難な事案が起こった場合、校園長が弁護士や学識経験者、心理・福祉の専門家に相談し、事案への対応について助言を受け、問題解決を図ってきたところです。令和2年度（2020年度）からは、これまで以上に多角的な視点を踏まえた状況把握と適切な対応で事案の困難化を防ぎ、早期解決を図るため、法律面に加えて、社会福祉的視点や学校園現場をよく知るスクールロイヤーを委託するものです。

2. 内容

(1) 学校園で生起した生徒指導上の諸課題に関する相談

- ・弁護士事務所または枚方市立教育文化センター等での個別相談の実施。
- ・一定の期間を設定しての相談会の実施。

(2) いじめ問題をはじめとした生徒指導上の諸課題の解決及び予防に向けた研修の実施

- ・校長研修、教頭研修、小中学校生徒指導連絡会等での研修の実施。

(3) スクールソーシャルワーカー等、他の専門家も交えてのケース会議の実施

- ・一般化できる内容については、校長会等での還元。

(4) 子ども・保護者・地域に向けたいじめ予防等に関する講話

- ・フォーラム等の講演会や学校への訪問にて講話を行い、学校及び地域でのいじめ予防等に寄与する。

3. 期待される効果

- (1) 多角的な視点を踏まえた迅速な状況把握と適切な対応で事案の困難化を防ぎ、早期解決を図る。
- (2) 学校園が多角的視点を踏まえた状況把握と適切な対応を身につけることで、子どもたち・保護者が安心して過ごせる環境を構築する。
- (3) 解決困難な事案の生起時に、多角的な視点を踏まえた支援体制を整備することで、学校園の負担軽減を図る。
- (4) 子ども・保護者・地域へのいじめ予防教育を実施することで、いじめの予防を図る。

4. 実施時期等（今後の予定）

令和2年（2020年）2月18日 文教委員協議会への報告

4月 事業実施

5. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費・財源》 一般財源：900千円（委託料）

登下校の見守りサービスの活用について

学校教育部 児童生徒支援室

1. 政策等の背景・目的及び効果

- ・ 昨今、子どもたちの安全が脅かされる事案が続いている中で、枚方市立小中学校の児童・生徒の登下校における安全・安心を高める観点から、民間事業者が提供する見守りサービスを活用しようとするものです。
- ・ 保護者や教育委員会がこのサービスを活用することで、子どもたちの居場所を早期に確認することができ、万が一、行方不明などの事案が生起した際にも、早期発見の一助になります。

2. 内容

(1) 広域見守りサービス「OTTADE！」について

- ・民間事業者が提供する見守りサービスは、児童・生徒がホイッスル型の見守り端末を携行し、端末が発信する電波を、通学路を中心に市内に設置する基地局が受信することで、位置情報がわかります。また、保護者及び地域の方々がスマートフォンにアプリをインストールすることで、移動基地局の役割を果たします。

<提供サービスについて>

○問合せ型見守りサービス（無料）

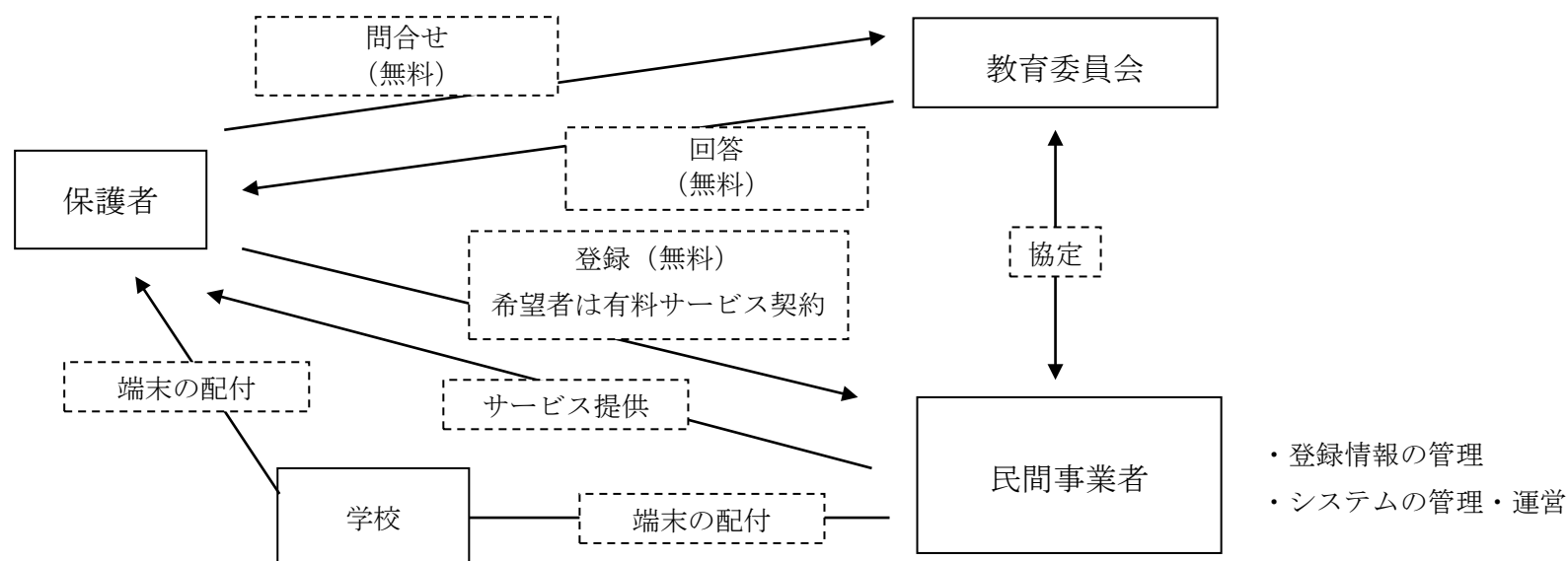
見守り端末を所持している子どもの移動履歴を記録しており、教育委員会等の窓口に関合
わせることで、子どもの移動経路等を確認できます。

○自分DE見守りサービス（有料） ※登録月を含み2ヶ月間無料

保護者が教育委員会等の窓口に関合させることなく、子どもの移動経路をアプリ等
で確認でき、予め設定した固定基地局設置場所に近づいた際にメールで通知があります。

- ・保護者は民間事業者のサービスに登録することで、問合せ型見守りサービス（無料）が利用できます。また、希望すれば民間事業者と契約することで、保護者のスマートフォン等で位置情報の確認ができる自分DE見守りサービス（有料）も利用できます。
- ・教育委員会は、広域見守りサービスを管理する民間事業者と協定を結び、保護者からの問合せに応じます。

（相関図）



①自治体負担金額について

令和2年4月に1校でも活用すれば、サービスの利用料金（自治体負担金額）が令和2年度、3年度の2年間無料となります。また、令和4年度以降も、小学校の新1年生の無料加入率が80%以上になれば、無料となる制度です。

なお、無料加入率が上記を下回る場合は、一人当たり50円の単価で、約50万円から約100万円程度の費用負担が発生することもあります。

②基地局設置コスト（900箇所予定）、見守り端末購入コスト等については、民間事業者が負担します。

③毎年度の新入生分の見守り端末購入コストについても、民間事業者が負担します。

※故障の場合は民間事業者の負担、紛失の場合は保護者の負担になります。

④見守り人（みまもりびと）を募集し、端末が発信する電波の検知ポイントとなってもらいます。見守り人を増やすことで検知ポイントを増やす仕組みとなっています。

（２）先行活用予定区域

枚方市立杉中学校区の小中学校（杉中学校、氷室小学校、菅原東小学校、藤阪小学校）を予定

※端末の配付については、小学校は全児童、中学校は希望者を対象とします。

３．実施時期等（今後の予定）

令和２年（2020年）	２月18日	文教委員協議会への報告
	２月下旬	民間事業者とシステム活用に関する協定を締結
	３月から	当該小中学校の保護者への説明、基地局の設置等の準備
	４月１日予定	当該小中学校において活用開始
	３月末までに	順次拡大（民間事業者が基地局を順次、増設予定）
令和３年（2021年）	４月から	市内全域で実施予定

４．総合計画等における根拠・位置付け

総合計画	基本目標	一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
	施策目標16	子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

5. 事業費・財源及びコスト

《事業費・財源》 民間事業者が負担するため、教育委員会の負担は無し（予定）。

6. その他

現在、取り組んでいる主な通学路等安全対策事業は以下のとおりです。

- （１）関係機関と連携した通学路の合同点検の実施。
- （２）交通専従員・交通指導員の配置。
- （３）歩行や自転車の乗り方等の交通安全教室、スケアードストレート自転車交通安全教室、誘拐防止教室の実施。
- （４）学校園、市PTA協議会、及び近隣市等への不審者情報のメール配信。
- （５）青色防犯パトロールの実施。
- （６）学校園において、実践的な避難訓練の実施。
- （７）学校園において、交通安全指導の実施。
- （８）学校園において、保護者等への不審者情報のメール配信。など

枚方市学校規模等適正化の取り組みについて

総合教育部 学校規模調整課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市教育委員会では、子どもの健やかな成長と学校教育の充実を第一義に、教育環境の整備・向上に向け、平成 29 年 6 月に改定した「枚方市学校規模等適正化基本方針」に基づき、教育環境の改善を図るため、学校規模の適正化に向けた取り組みを進めているところです。今回、高陵小学校と中宮北小学校の学校統合について具体的な方策や実施時期などを定めた「枚方市学校規模等適正化実施プラン」（案）及び樟葉小学校の過密校の状況とその対応策案について報告するものです。

2. 内容

(1) 高陵小学校と中宮北小学校の学校統合の取り組みの経過

平成 28 年 3 月	枚方市学校規模等適正化審議会（第四次）から答申
平成 28 年 6、7 月	枚方市学校規模等適正化審議会（第四次）答申の説明会の開催
平成 28 年 7 月以降	地域との協議や、説明会の開催
平成 29 年 3 月	基本方針（改訂版 素案）のパブリックコメントを実施
平成 29 年 6 月	基本方針（改訂版）の策定
平成 29 年 6 月以降	基本方針（改訂版）を踏まえ、地域との協議や、説明会の開催
平成 31 年 2 月～7 月	高陵小学校法面調査
令和元年 12 月	高陵、中宮北校区合同説明会（高陵小学校法面調査の結果について） 地域代表者と実施プラン策定に向けて協議

(2) 枚方市学校規模等適正化実施プラン（案）について

資料 1 のとおり

（３）樟葉小学校の取り組みの経過

平成 29 年	将来推計において、児童数の増加により過密校化の予測
平成 30 年 5 月以降	地域、学校長への聞き取りや、学校状況の調査を実施
平成 31 年 2 月	地域代表者を対象とした説明会の開催
平成 31 年 2 月以降	引き続き、地域、学校長への聞き取りや、学校状況の調査を実施し、取り組み方策について検討

（４）樟葉小学校の過密校の状況とその対応策案について ＜過密校の状況＞

■児童数増加による教室数の不足

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
児童数		748	750	749	761	744	759
学級数	通常学級	23	23	23	23	23	23
	支援学級	6（増加する可能性あり）					
通級教室		1					
保有教室		28					
必要教室数		30	30	30	30	30	30

⇒令和2年度から教室が不足するため、支援教室をパーテーションで区切ることや、通級教室を他校に移動せざるを得ない状況です。

■児童数増加による運動場面積の不足

- ・運動場以外に校舎を増築できる場所がありません。
- ・樟葉小学校の運動場面積は 6,990 m²で、小学校設置基準による運動場必要面積 7,160 m²（令和元年5月1日現在）を確保できていません。

⇒運動場へ校舎を増築すると、さらに面積が不足するため増築できません。

<対応策案>

樟葉小校区の一部地域の校区変更で、過密校対策に取り組みます。

3. 実施時期等（今後の予定）

（1）高陵小学校と中宮北小学校の学校統合の取り組み（小規模校対策）

令和2年（2020年）2月～3月	高陵小、中宮北小合同説明会開催
令和2年（2020年）3月	枚方市学校規模等適正化実施プラン策定
令和4年（2022年）4月	統合校（高陵小）の整備工事着手 中宮北小へ一時移転 この時点で学校統合

(2) 樟葉小学校の取り組み（過密校対策）

令和2年（2020年）2月～	樟葉小校区との協議、説明会等を実施
令和2年（2020年）5月	文教委員協議会で枚方市学校規模等適正化実施プラン（案）を報告
令和2年（2020年）6月	枚方市学校規模等適正化実施プラン策定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

- 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
- 施策目標 16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

5. 関係法令・条例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

学校教育法施行規則

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

6. 事業費・財源及びコスト

高陵小学校と中宮北小学校の学校統合について

〈事業費〉 約 33 億 7 千万円

〈財 源〉国府支出金 約 3 億 7 千万円

地方債 約16億円

一般財源 約14億円

令和元年度

枚方市学校規模等適正化実施プラン（案）

高陵小学校と中宮北小学校

令和2年3月

枚方市教育委員会

目 次

1	学校規模等適正化実施の基本的な考え方	．．．．．	P 1
2	学校規模等の適正化に関する課題	．．．．．	P 3
3	学校統合に取り組む学校	．．．．．	P 4

《課題：小規模校の解消》

高陵小学校と中宮北小学校

(1) 実施方策

(2) 統合校の学校像骨子

(3) 中宮北小学校の跡地活用

(4) 実施時期

資料 1	学校統合区域	．．．．．	P 6
資料 2	現在と統合後の学校規模	．．．．．	P 7
資料 3	小中学校の接続関係	．．．．．	P 8

1. 学校規模等適正化実施の基本的な考え方

本市教育委員会では、子どもの健やかな成長と学校教育の充実を第一義に、平成 20 年 6 月に市立小中学校の学校規模と通学区域の適正化にあたっての基本的な考え方や方策等について「枚方市学校規模等適正化基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。この中では過密校の解消を図るとともに、同じ小学校に通う児童が分かれることなく 1 つの中学校に進学する通学区域への改善を優先課題として取り組んできた。

しかし、学校規模については、少子化の進行により児童生徒数が減少し、小規模校が増加しており、今後も児童生徒数の大幅な減少が見込まれ、学校の更なる小規模化により教育環境や学校運営への支障が懸念されることから、その解消を図るため、平成 26 年 7 月「枚方市学校規模等適正化審議会（第四次）」（以下「審議会」という。）に諮問し、平成 28 年 3 月に答申を受けた。

この答申を踏まえ、学校規模等の適正化をさらに推進するため、「基本方針」を見直すこととし、平成 29 年 6 月に改定版となる「基本方針」（以下「改定基本方針」という。）を策定した。

適正化の実施にあたっては、この「改定基本方針」（＜参考 1＞次頁 P2 を参照）に基づき、適正化の具体的な方策や実施時期などを定めた「枚方市学校規模等適正化実施プラン」（以下「実施プラン」という。）をまとめ、取り組むものとする。

「実施プラン」は、「改定基本方針」に基づく適正化に関する課題全体の中から、毎年 5 月 1 日の学校基本調査における児童生徒数や市内在住の幼児数による将来推計、学校の施設規模、住宅開発の動向などを注視するとともに、本市の学級編制基準（＜参考 2＞次頁 P2 を参照）や当該校及び関係校の保護者等の意見も踏まえる中で、適正化に取り組む学校について、その実施方策及び実施時期を示す計画である。

＜参考 1＞ 「改定基本方針」における学校規模の考え方

（１）学校規模

市立小中学校の適正な学校規模を 18 学級とする。また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は 12 学級以上 24 学級以下、中学校においては、9 学級以上 24 学級以下とする。

（注）・学級数は支援学級を除く。

- ・小規模校：学級数が、小学校では 11 学級以下の学校、中学校では 8 学級以下の学校。
- ・大規模校：学級数が小・中学校とも 25 学級以上の学校。
- ・過 密 校：普通教室が、通常の学級と支援学級に全て使用されているか、または今後不足すると予測される学校。

〈基本的な方策〉

- ・小規模校：学校統合を基本方策として課題解消を図る。
- ・大規模校：通学区域の変更により課題解消を図る。
- ・過 密 校：通学区域の変更や校舎の増築により課題解消を図る。

（２）通学区域

小学校単位で中学校の通学区域を構成する「一小一中」を通学区域の基本とする。「一小一中」においては、1 つの中学校区が 1 つの小学校区で構成される通学区域（以下「一中一小」という。）を設定することができるものとする。不自然な通学区域の様態については、解消を図る。

（注）・「一小一中」…小学校単位で中学校の通学区域を構成すること。同じ小学校に通う児童と一緒に 1 つの中学校に進学できる通学区域のこと。

- ・「一中一小」…1 つの中学校区が 1 つの小学校区だけで構成される通学区域のこと。

〈基本的な方策〉

- ・「一小一中」の接続関係への改善は、通学区域の変更を行う。
- ・不自然な通学区域の様態については、通学区域の変更を行う。

＜参考 2＞ 令和元年度の本市の学級編制基準

小学校第 1 ～第 4 学年は 35 人学級、第 5、6 学年は 40 人学級

中学校第 1 ～第 3 学年は 40 人学級

2. 学校規模等の適正化に関する課題

義務教育段階である小中学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことが目的であるため、学校では単に教科等の知識等を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。そうした教育を行うためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていること等が望ましいことから、一定の学校規模を確保することが重要であり、小規模校については、学校規模等の適正化によって教育環境の改善を図る必要がある。

小規模校は、今後、児童生徒数が減少することにより、一層増加すると予測され、子どもたちの良好な学習環境を確保し、学校運営に支障をきたすことのないよう、小規模校の解消を最優先課題と位置づけ取り組む必要がある。

このことから、前章における学校規模等適正化実施の基本的な考え方にに基づき、児童生徒数の将来推計や学校の施設規模、保護者等の意見、通学の距離や安全性などの状況を総合的に検討した結果、実施方策及び実施時期等を次章のとおりするものである。

3. 学校統合に取り組む学校

《課題：小規模校の解消》

高陵小学校と中宮北小学校

(1) 実施方策

高陵小学校と中宮北小学校を統合し、高陵小学校敷地に統合校を設置する。高陵小学校の校舎の耐力度調査結果を踏まえ、校舎等を改築し、より魅力的な学校にする。なお、改築期間は、高陵小学校児童を、一旦、中宮北小学校で受け入れ、その時点を学校統合とする。(資料1、2、3参照)

高陵小学校と中宮北小学校ともに、現在小規模校であり、将来推計においても児童生徒数の増加により適正規模の範囲になる見込みがない。これまで両校の小規模校化の改善については、審議会の答申において「通学距離や通学様態、校区範囲と学校の位置関係、中学校区との関係等から、高陵小学校と中宮北小学校との統合案が最善の方策である。統合校の位置については、学校の位置や保有教室数、学校の沿革等から高陵小学校敷地が望ましい」とした方策が提言されている。このことを受け、教育委員会において検討した結果、現高陵小学校敷地が、統合校の校区の中心により近く、通学距離や、通学路の安全面からも統合校敷地として総合的に適していると判断した。

なお、学校統合を実施するまでの間において、児童生徒や保護者・教職員の相互交流、合同行事の開催など、円滑な統合に向けた取り組みを進める。また、保護者及び、地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる「(仮称) 統合協議会」を設置し、統合に関する諸課題について協議、検討を行う。

<備考>

ア. 通学距離

高陵小学校を統合校とした場合、最も通学距離が長くなる児童は、1km だが、中宮北小学校を統合校とした場合は、1.4km となり、400m 長くなる。また、すべての児童の通学距離の合計では、高陵小学校を統合校とした場合の方が、1 日片道で約 30km 短くなる。(令和元年度 0～5 歳児で算出)

イ. 通学区域

高陵小学校及び中宮北小学校の統合の対象となる通学区域は次のとおりである。

- ・統合の対象となる高陵小学校区

禁野本町1丁目（1番から6番までに限る。）、禁野本町2丁目（11番、12番、13番5号から11号まで及び14号並びに16番を除く。）、御殿山町（15番64棟及び65棟に限る。）、御殿山南町（1番2号を除く。）、渚南町（45番及び46番（10号以上に限る。）を除く。）、西禁野2丁目

- ・統合の対象となる中宮北小学校区

上野3丁目（4番に限る。）、禁野本町2丁目（11番、12番、13番5号から11号まで及び14号並びに16番に限る。）、中宮北町

（２）統合校の学校像骨子

- 地域の特色を生かし、近隣大学と連携を図り、より英語教育に力を入れた教育環境づくり
- ＩＣＴを活用した教育環境づくり
- ユニバーサルデザインを重視した施設づくり
- 環境に配慮した施設づくり
- 安全に配慮した学校づくり
- 地域とつながる学校づくり
- 地域の防災拠点としての役割を担うことができるよう、災害時の対応に配慮した施設づくり

※新設統合校へ移転するまでの期間（４年以内）においても、より英語教育に力を入れた教育環境づくりや、環境の変化による、児童生徒の心のケアに配慮するとともに、教職員の適切な人事配置に努める。

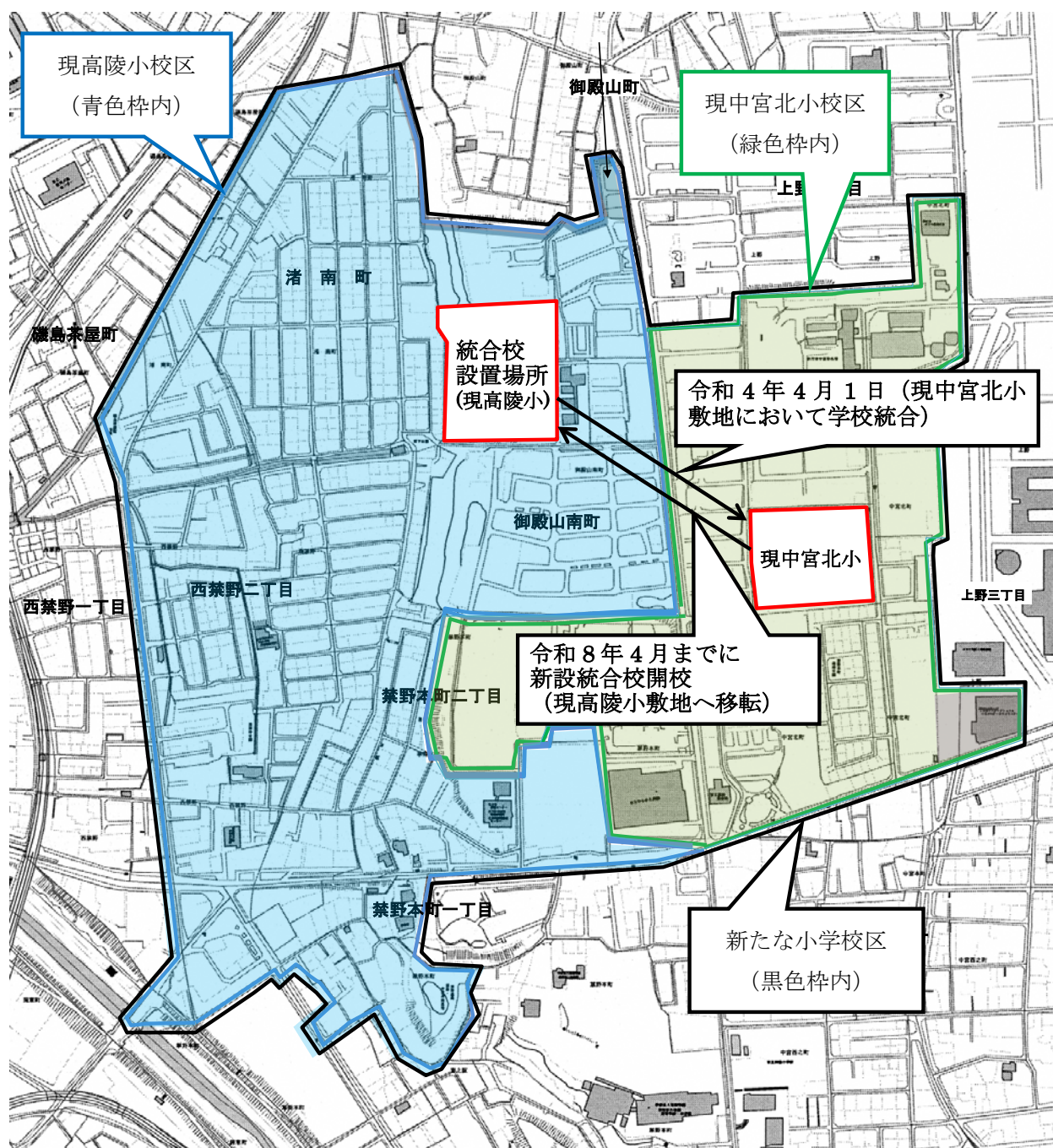
（３）中宮北小学校の跡地活用

地域の活動場所や、避難場所、通学路等の確保について、今後、高陵小学校、中宮北小学校両校の地域・保護者等の意見を聞きながら検討していく。

（４）実施時期

- （仮称）統合協議会設置　：令和２年４月以降
- 統　合　校　開　校　日　：令和４年４月１日（現中宮北小敷地において）
- 現高陵小改築期間　：令和４年４月１日以降～４年以内
- 新設統合校への移転日　：令和８年４月までに移転

学校統合区域



現在と統合後の学校規模

<令和元年度 5 月 1 日現在の高陵小学校の学校規模>

児童数	166 人					
学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
学年別児童数	37 人	32 人	23 人	30 人	25 人	19 人
学級数	2 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級
学級数の合計（支援学級）	7 学級（2 学級）					

<令和元年度 5 月 1 日現在の中宮北小学校の学校規模>

児童数	215 人					
学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
学年別児童数	24 人	41 人	27 人	43 人	54 人	26 人
学級数	1 学級	2 学級	1 学級	2 学級	2 学級	1 学級
学級数の合計（支援学級）	9 学級（4 学級）					

<学校統合後の学校規模>

	令和 4 年度（推計）					
児童数（※ 1）	399 人					
学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
学年別児童数	73 人	69 人	73 人	61 人	73 人	50 人
学級数（※ 2）	3 学級	2 学級	3 学級	2 学級	2 学級	2 学級
1 学級あたりの児童数 （上から 1 組、2 組、3 組）	24 人 24 人 25 人	34 人 35 人	24 人 24 人 25 人	30 人 31 人	36 人 37 人	25 人 25 人
学級数の合計（支援学級） （※ 3）	14 学級（5 学級）					

※ 1・・・枚方市では支援学級に在籍する児童数も含め、学級数を算出

※ 2・・・第 1 学年～第 4 学年は 35 人学級　第 5、6 学年は 40 人学級

※ 3・・・支援学級は令和元年度実績で算出

小中学校の接続関係（令和４年４月以降）

・（ ）内は、中学校を構成する小学校数。

